

インターネット通販等における高圧法関連製品に係る注意喚起

- 近年、オンラインマーケットプレイス（OM）の利用が普及する中で、高圧ガスを充填するための容器や、移充填用のアダプター等の高圧法関連製品のOM上での販売や、動画サイトを通じての移充填の方法に係る情報の拡散が行われている実態が確認されています。
- これを踏まえ、高圧法関連製品の適切な使用のために、改めて、高圧法における適合性や、刻印等の情報をよく確認したうえでの購入・使用に向けた注意喚起をいたします。
- なお、国内の主要なインターネットモール事業者は「製品安全誓約」（※）に署名をしており、高圧法関連製品を含め、対象製品の安全リスクについての情報提供等を行うこととしていますので、こうした情報も確認いただき、十分に注意を払うようお願いいたします。

※ OM上において出品・販売される、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的とした、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」

①刻印等のない容器・再検査の期間を過ぎた容器について

- 容器検査に合格し刻印等をした容器でなければ、原則、容器を譲渡したり引き渡したりしてはいけません（高圧法第44条第1項）。 ※ただし同項第1号～第4号の場合を除く
- 刻印等や表示がなされていない容器には、原則高圧ガスを充填することができません（高圧法第48条第1項第1号・第2号）。
- 再検査の期間を過ぎた容器にあつては、容器再検査に合格し刻印等をした容器でなければ、原則高圧ガスを充填することができません（高圧法第48条第1項第5号）。

⇒容器の購入・使用にあたっては、刻印等の有無や、再検査の期間について確認をするようにしてください。

②高圧ガスの充填・貯蔵・移動・消費について

- 高圧ガスを充填することは、高圧ガスの「製造」にあたり、製造の届出等が必要になる可能性があります。また、届出が不要である場合でも、省令に定める技術上の基準に従って製造を行う必要があります（高圧法第5条・第13条等）。
- 高圧ガスが充填されている容器を移動・貯蔵、高圧ガスを消費する場合は、省令で定める技術上の基準に従って移動等を行う必要や保安上必要な措置を講じる必要があります（高圧法第15条第1項、第23条第1項、第24条の5等）。

⇒高圧ガスの充填・貯蔵・移動・消費にあたって定められている基準があるため、高圧ガスが充填されている容器を購入・出品する際や、購入した容器に高圧ガスを充填したり、消費したりする際には、こうした基準を確認し、十分に注意を払うようにしてください。